

奈良県住宅安心協議会規約

(目 的)

第 1 条 この会は、奈良県における住宅瑕疵担保責任保険制度の普及促進及び住宅の安心に係る諸活動を以って消費者の信頼にこたえると共に、届出事業者相互間の連絡調整と住宅建設を通じて業界の発展に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会は、奈良県住宅安心協議会と称する。

(事 業)

第 3 条 この会は、第 1 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅瑕疵担保責任保険制度の普及促進と広報活動
- (2) 住宅瑕疵担保責任保険制度及び住宅の安心に係る諸活動に関する調査、研究及び情報の提供
- (3) 会員相互の連絡調整及び親睦
- (4) 関係機関及び関連団体との連絡並びに協力
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 4 条 会員は、住宅保証機構株式会社（以下「機構」という。）に届出された届出事業者（以下「届出事業者」という。）で構成する。

(退 会)

第 5 条 会員の退会は、機構の届出事業者資格が消滅したとき、又は本人の申し出があったときとする。

2 会員は、次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て退会処置を講ずることができる。

- (1) 会費を複数年滞納したとき。
- (2) 本会の秩序を乱したとき、又は本会の名誉を傷つけたとき。

(会 費)

- 第6条 会費は、総会において別に定める額を毎年6月末日までに納入しなければならない。
- 2 年度の途中に入会する者の会費は、次年度に納入しなければならない。
 - 3 徴収した会費は、会員が退会した場合においても返還しない。

(届け出)

- 第7条 会員は、会社等の名称、氏名又は住所を変更したときは、すみやかに届け出なければならない。

(役 員)

- 第8条 この会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|--------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 3 名 |
| 理 事 | 7 名 以内 |
| 監 事 | 2 名 |

(役員を選出及び任期)

- 第9条 役員は、総会において選出する。
- 2 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第10条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、総会の決議に基づいて、会務を執行する。
 - 4 監事は、この会の事業及び会計を監査する。

(顧 問)

- 第11条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

- 第12条 この会の会議は、総会及び理事会とし、会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は、毎事業年度1回開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めるとき会長が招集する。
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、会長が必要と認めるときこれを招集して、会務の重要事項を審議する。

(総 会)

- 第13条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 規約の改廃
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業報告書及び収支決算書
- (5) その他この会の運営に関する重要な事項

(総会の構成、議決権及び決議)

- 第14条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(運 営)

- 第15条 この会は、会費及びその他の収入により運営する。

(事務局)

- 第16条 この会の事務局を、一般財団法人なら建築住宅センター 内に置く。

(事業年度)

- 第17条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(付 則)

この規約は平成17年4月1日から施行する。
この規約は平成21年5月1日から施行する。
この規約は平成22年5月21日から施行する。
この規約は平成23年5月19日から施行する。
この規約は平成25年5月13日から施行する。